

さいたま地裁総第630号

令和4年4月7日

山中理司様

さいたま地方裁判所長 吉村真幸



司法行政文書の開示についての通知書

3月26日付け（同月29日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

「さいたま地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における事務分配等に関する規程」別表第1及び別表第2（4月1日施行のもの）（片面で6枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話048（863）8521

別表第1 民事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

部	裁判官の配置	事 務	担当裁判官	開廷曜日
第1民事部	判事(総) 中久保 朱 美 判事 鈴木 敦 士 判事 古賀 秀 雄 判事補 松岡 藍 子	1 民事法定合議事件(医事関係事件(別記2の事件)、知的財産権事件、独占禁止事件及び労働関係民事通常訴訟事件(別記5(1)①の事件)の各控訴事件並びに3の事件を除く。)の5分の1 2 この部において合議体で裁判をする旨の決定をした民事事件 3 民事部の他の部の裁判官に対する除斥、忌避事件及び越谷支部又は管内簡易裁判所(川越支部、熊谷支部及び秩父支部の管内の簡易裁判所を除く。以下「本庁管内簡易裁判所」という。)の裁判官に対する民事事件に関する除斥、忌避事件の各6分の1 4 民事部の他の部及び越谷支部の民事調停法9条2項による除斥事件、同法23条の4第3項による除斥、忌避事件の各6分の1 5 証拠保全(起訴前の証拠保全に限る。)、訴え提起前における証拠収集処分、仲裁事件(仲裁法12条2項、35条1項、44条1項及び46条1項の申立てに係るものに限る。)及び共助事件の各5分の1 6 医事関係事件の控訴事件	中久保 朱 美 木 鈴木 敦 士 古賀 秀 雄	
		7 民事通常事件(医事関係事件、労働関係事件(別記5(1)の事件)、知的財産権事件、独占禁止事件並びに手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議事件を除く。)及び手形小切手事件の各101分の17 8 医事関係事件	第1係 中久保 朱 美 古賀 秀 雄	火 水 月・水
第2民事部	判事(総) 岡部 純 子 判事 佐藤 拓 海 判事 甚田 理 恵 判事補 竝木 信 明	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。	岡部 純 子 佐藤 拓 海 竝木 信 明	水
		6 第1民事部の7に定める事件の各101分の22	第1係 岡部 純 子 第2係 佐藤 拓 海 第3係 竝木 信 明	金 火・金 月・木
第3民事部	判事(総) 齋藤 清 文 判事 堀田 匡 判事 矢作 泰 幸 判事 沼日加利 判事 小松 美穂子	1 民事執行事件(民事執行法1条に掲げる民事執行の事件) 2 破産事件、再生事件、会社更生事件 3 保全事件(知的財産権事件、独占禁止事件及び行政事件の各事件に関する保全事件並びに労働仮処分関係事件(別記5(1)④の事件)を除く。) 4 借地非訟事件 5 人身保護事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件 6 調停事件、過料事件、民事非訟事件、商事非訟事件 7 仮登記仮処分事件 8 仲裁事件(仲裁法12条2項、35条1項、44条1項及び46条1項の申立てによるものを除く。) 9 簡易確定事件 10 第1民事部の3、4に同じ。 11 民事部の他の部の事件及び第3民事部の1から10までの事件を除く民事事件	齋藤 清 文 堀田 匡 矢作 泰 幸 小松 美穂子	隨時
第4民事部	判事(総) 倉澤 守 春 判事 日浅 さやか 判事補 小野寺 俊 樹	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。 6 行政事件(行政雑事件を含む。ただし、そのうち行政取締法規に基づく臨検等の許可状請求事件を除く。)、知的財産権事件(保全事件を含む。)、独占禁止事件(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律24条の規定による事件をい)、保全事件を含む。) 7 地方自治法242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得の返還の請求を命ずる判決が確定した場合における同法242条の3第2項又は243条の2の第5項の規定による事件(保全事件を含む。) 8 知的財産権事件及び独占禁止事件の各控訴事件	倉澤 守 春 日浅 さやか 小野寺 俊 樹	水

		9 第1民事部の7に定める事件の各101分の14	第1係 倉澤守春 第2係 日浅さやか	金 月・木
第5民事部	判事(総) 市川多美子 判事 久次良奈子 (兼)判事 小松美穂子 判事 高橋祐子 判事補 溝口千恵	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。 6 労働関係民事通常訴訟事件の控訴事件 7 労働仮処分関係事件	市川多美子 久次良奈子 小松美穂子 高橋祐子 溝口千恵	金
		8 第1民事部の7に定める事件の各101分の26 9 労働仮処分関係事件及び労働審判事件を除く労働関係事件	第1係 市川多美子 第2係 久次良奈子 第3係 高橋祐子 第4係 小松美穂子	火 火・木 月・水 木
		10 労働審判事件	第1係 市川多美子 第2係 久次良奈子 第3係 高橋祐子 第4係 小松美穂子	随時
第6民事部	判事(総) 沖中康人 判事 田邊実 判事 堤恵子 判事補 久野雅貴	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。	沖中康人 田邊実 久野雅貴	金
		6 第1民事部の7に定める事件の各101分の22	第1係 堤恵子 第2係 沖中康人 第3係 田邊実	月・水 火 火・木

別記

- 民事通常事件及び控訴事件において、当事者の数が10を超えるときは、10を超えるごとに1件を加算した事件の配付があったものとみなす。ただし、当事者の数が100を超えるときは、所長及び民事部の各部の事務を総括する裁判官の協議により、配付があったものとみなされる事件の数を増減することができる。
- 医事関係事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。）は、1件につき、第1民事部の7に定める民事通常事件（以下、単に「民事通常事件」という。）4件の配付があったものとみなす。
医事関係事件の控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件（民事控訴事件のうち、第1民事部の1のかつこ書きに掲げる各控訴事件を除いたものをいう。以下同じ。）1件及び民事通常事件3件の配付があったものとみなす。
- 行政事件のうち、行政訴訟事件並びに行政雑事件のうち、執行停止事件、仮の義務付け事件及び仮の差止め事件は、1件につき、民事通常事件4件の配付があったものとみなす。
- 知的財産権事件及び独占禁止事件は、1件につき、民事通常事件1件の、知的財産権及び独占禁止事件の各控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件1件の、それぞれ配付があったものとみなす。

5(1) 労働関係事件は次のとおりとする。

① 労働関係民事通常訴訟事件

ア 労働契約関係の存否に関する請求

イ 賃金請求権その他労働契約関係又は就業規則に基づく権利関係に関する請求

ウ 労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求

エ 争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求

オ 労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求

カ 労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求

キ 労働者の災害補償に関する請求（安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求（いわゆるパワー・ハラスメントを理由とするものを含む。）を除く。）

ク その他労働関係若しくは労働者の団体若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求（いわゆるセクシャル・ハラスメントを理由とする安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求を含む。）

② 公務員を当事者とする訴訟事件で、前記①に掲げる訴訟事件と同種のもの

③ 労働組合法第27条の19第1項に規定する労働委員会の命令の取消しを求める行政訴訟事件

④ 労働仮処分関係事件（前記①又は②に掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする仮処分事件（仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

⑤ 労働審判事件

⑥ ⑤から訴訟手続に移行した事件

⑦ 労働組合法第27条の20に規定する緊急命令事件

⑧ 労働組合法第32条から第32条の4までに規定する過料事件

⑨ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第33条に規定する過料事件

⑩ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第31条に規定する過料事件

(2) (1)の労働関係事件のうち、④の事件、⑤の事件及び⑥の事件は、2件につき、民事通常事件3件の配付があったものとみなし、その余の労働関係事件は、1件につき、民事通常事件3件の配付があったものとみなす。

なお、労働関係民事通常訴訟事件の控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件1件及び民事通常事件2件の配付があったものとみなす。

6 （第7条第3項関係）再審事件及びこれに付随する執行停止事件のうち、医事関係事件は第1民事部に、人事事件は第3民事部に、行政事件、知的財産権事件及び独占禁止事件は第4民事部にそれぞれ配付する。

別表第2 刑事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

部	裁判官の配置	事 務	担当裁判官	開廷曜日
第1刑事部	判事(総) 北村 和 判事 小西 安世 判事 黒田 真紀 判事補 秋保 春菜	1 裁判員対象事件の5分の1	北村 和 小西 安世 黒田 真紀 秋保 春菜	月・火・水・木・金
		2 法定合議事件の5分の1		
		3 裁定合議事件の5分の1		
		4 この部において合議体で審判をする旨の決定をした事件		
		5 刑事部の他の部又は川越支部若しくは熊谷支部に係る事件の差戻事件(合議)の5分の1		
		6 刑事部の他の部の裁判官に対する刑事事件に関する忌避、回避事件及び越谷支部、本庁管内簡易裁判所又は越谷簡易裁判所の裁判官に対する刑事事件に関する忌避、回避事件の5分の1		
		7 刑事部の他の部に配付された裁判員対象事件に関する裁判員法第3条第1項に基づく除外決定請求等事件、同法第35条第1項、第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件の各5分の1		
		8 本庁の裁判官(支部の裁判官が当番表によりした場合を含む。)、越谷支部の裁判官、本庁管内簡易裁判所の裁判官(支部管内簡易裁判所の裁判官が当番表によりした場合を含む。)又は越谷簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件(同条の例によるとされる不服申立事件を含む。)の5分の1		
		9 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の5分の1		
		10 この部の裁判官が医療観察法第41条第1項の決定をした事件		
		11 刑事部の他の部の裁判官がした鑑定入院命令に対する不服申立て事件の5分の1		
		12 刑事部の他の部がした鑑定入院命令又は鑑定入院命令の期間延長に対する異議申立て事件の5分の1		
		13 単独事件の41分の10		
14 刑事部の他の部又は各支部に係る差戻事件(単独)の5分の1				
15 刑事訴訟法第430条の準抗告事件(同条の例によるとされる不服申立事件を含む。)の5分の1	第1係 北村 和 第2係 黒田 真紀 第3係 小西 安世			
16 裁判官の権限によって処理すべき組織犯罪処罰法第4章及び麻薬特例法第5章に基づく没収保全、追徴保全に関する処分請求事件の5分の1				
17 組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく国際共助の可否に関する審査請求事件及び国際共助の可否に関する裁判の取消請求事件の各5分の1				
18 裁判所又は裁判官の権限によって処理すべき組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく国際共助の要請に係る没収保全、追徴保全に関する処分請求事件の5分の1				
19 組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく令状事件の5分の1				
20 国際司法共助事件(15から17までの事件に該当するものを除く。)の5分の1				
21 入通院処遇事件の5分の1				
22 付随処遇事件及び競合調整事件の5分の1				
23 刑事部の他の部又は各支部に係る入通院処遇事件の差戻事件の5分の1				
24 刑事部の他の部又は各支部に係る上記以外の医療観察法の差戻事件の5分の1				
25 医療観察法の囑託による事実調べの5分の1				
26 刑事部の他の部の裁判官若しくは書記官又は刑事部の他の部が担当する医療観察法の処遇事件の精神保健審判員に対する同法の除斥事件の5分の1				
27 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者の指定に関する事務処理(各支部の管内における事件に関する事務処理を含む。)の5分の1				

		28 執行猶予の取消請求事件、起訴前の証拠調請求事件、第1回公判期日前の証人尋問請求事件、刑事訴訟規則第66条の2の期間延長請求事件、証拠保全請求事件及び国内司法共助事件の各5分の1 29 この部の裁判官が担当する医療観察法の処遇事件の鑑定入院命令手続 30 医療観察法の連戻状の請求の手続の5分の1 31 不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件の5分の1	秋 保 春 菜	
		32 裁判官の権限によって処理すべき通信傍受法上の傍受の原記録の保管事務及びこれに随伴する事務（各支部において取り扱うべき事務を含む。）の5分の1	北 村 和	
第2 刑事 部	判事（総） 佐々木 一 夫 判事 片 多 康 判事 一 場 修 子	1～12 第1刑事部の1ないし12に同じ。	佐々木 一 夫 片 多 康 一 場 修 子	月・火・ 水・木・ 金
		13 単独事件の41分の13 14 第1刑事部の14に同じ。	第1係 佐々木 一 夫 第2係 片 多 康 第3係 一 場 修 子	火・ 木・金
		15～27 第1刑事部の15ないし27に同じ。	第1係 佐々木 一 夫 第2係 片 多 康 第3係 一 場 修 子	
		28～31 第1刑事部の28ないし31に同じ。	一 場 修 子	
		32 第1刑事部の32に同じ。	佐々木 一 夫	
第3 刑事 部	判事（総） 金 子 大 作 判事 藏 本 匡 成 判事補 嶋 本 有 里 子	1～12 第1刑事部の1ないし12に同じ。	金 子 大 作 藏 本 匡 成 嶋 本 有 里 子	月・火・ 水・木・ 金
		13 単独事件の41分の6 14 第1刑事部の14に同じ。	第1係 金 子 大 作 第2係 藏 本 匡 成	火
		15～27 第1刑事部の15ないし27に同じ。	第1係 金 子 大 作 第2係 藏 本 匡 成	
		28～31 第1刑事部の28ないし31に同じ。	嶋 本 有 里 子	
		32 第1刑事部の32に同じ。	金 子 大 作	
第4 刑事 部	判事（総） 中 桐 圭 一 判事 菅 原 暁 （兼）判事補 溝 口 千 恵	1～12 第1刑事部の1ないし12に同じ。	中 桐 圭 一 菅 原 暁 溝 口 千 恵	月・火・ 水・木・ 金
		13 第3刑事部の13に同じ。 14 第1刑事部の14に同じ。	第1係 中 桐 圭 一 第2係 菅 原 暁	水
		15～27 第1刑事部の15ないし27に同じ。	第1係 中 桐 圭 一	

			第2係 菅原 暁 溝口 千恵	
		28～31 第1刑事部の28ないし31に同じ。		
		32 第1刑事部の32に同じ。	中桐 圭一	
第5 刑事 部	判事(総) 小池 健治 判事 馬場 崇 判事補 市原 隆一郎	1～12 第1刑事部の1ないし12に同じ。	小池 健治 馬場 崇 市原 隆一郎	月・火・ 水・木・ 金
		13 第3刑事部の13に同じ。 14 第1刑事部の14に同じ。	第1係 小池 健治 第2係 馬場 崇	木
		15～27 第1刑事部の15ないし27に同じ。	第1係 小池 健治 第2係 馬場 崇	
		28～31 第1刑事部の28ないし31に同じ。	市原 隆一郎	
		32 第1刑事部の32に同じ。	小池 健治	

別記

(即決裁判事件の配付)

- 1 即決裁判事件1件の配付を受けたときは、通常の単独事件2分の1件の配付を受けたものとみなす。ただし、即決裁判手続の申立てが却下され、又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたときは、事件の配付を受けた部に新たに即決裁判事件1件が配付されたものとみなす。
 - 2 即決裁判事件の配付により単独事件の配付件数に1件に満たない端数が生じた場合においても、その後の単独事件の配付をするについては、その端数を1件とみなす。
- (関連事件の配付・第12条関係)
- 3 同一の犯罪に係る本表の第1刑事部の事務欄15記載の請求事件が第1回公判期日までの間に2以上あったときは、最初の請求事件を配付した部に後の請求事件を配付する。
 - 4 同一の共助犯罪に係る本表の第1刑事部の事務欄16から18までに記載の請求事件が2以上あったときは、最初の請求事件を配付した部に後の請求事件を配付する。
 - 5 本表の第1刑事部の事務欄32記載の原記録が同一の犯罪に関し2回以上提出されたときは、最初に提出された原記録の保管裁判官が後に提出された原記録の保管事務等を担当する。
 - 6 第11条第3項並びに本表裁判官の配置欄及び担当裁判官欄の記載にかかわらず、本庁の刑事部以外に配置される裁判官に裁判員対象事件の一部を担当させる必要があるときは、所長があらかじめ裁判官及び事件を定めて、当該裁判官を当該事件の係属する間に限りその配付された部に填補させ、これを担当させることができる。